

国産乳製品等競争力強化対策事業実施要綱

	平成30年2月1日付け	29農畜機第5636号
一部改正	平成31年3月28日付け	30農畜機第7604号
一部改正	令和元年12月13日付け	元農畜機第4984号
一部改正	令和2年3月30日付け	元農畜機第8018号
一部改正	令和2年5月13日付け	2農畜機第703号
一部改正	令和3年3月25日付け	2農畜機第7004号
一部改正	令和4年3月29日付け	3農畜機第6742号
一部改正	令和5年3月29日付け	4農畜機第7075号
一部改正	令和6年3月27日付け	5農畜機第8298号

T P P 1 1 及び日 E U ・ E P A に続く日米貿易協定の発効等を踏まえ、令和2年12月8日に改訂された「総合的な T P P 等関連政策大綱」に即し、国産チーズの競争力を高めるとともに、その需要の確保、創出を行い、我が国の酪農・乳業関係者が将来にわたって安定的に国産チーズの生産に取り組めるようにするため、原料面での原料乳の高品質化の取組の強化、製造面での生産拡大、品質向上・ブランド化等の取組を支援する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、酪農家におけるチーズ向け生乳の品質向上への取組、乳業者における国産チーズの生産拡大、チーズ工房等チーズ製造者における技術研修会、国際コンテスト等への参加等の取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって畜産・酪農の国際競争力の強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業の種目

この事業の種目は以下のとおりとし、事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに別添に定めるものとする。

1 国産チーズ生産奨励等事業

チーズ向け生乳の品質向上のため、乳質向上等に資する取組を実施した上で、事業実施主体が設定したチーズ向け生乳の乳質基準を満たした生乳に対する奨励金を交付する事業及び国産チーズの生産拡大のため、事業実施主体が、国産チーズの需要創出等の計画を有する乳業者とのチーズ向け生乳の取引数量を増加させる取組に対して奨励金を交付する事業とし、別添1のとおりとする。

2 国産チーズ競争力強化支援対策事業

国産チーズ等の競争力を高めるとともに、その需要を確保し、将来にわたって安定的に国産チーズ等の生産に取り組めるようにするため、チーズ工房等チーズ製造者における技術研修会、国際コンテスト等への参加、チーズの普及活動等に係る取組に対して支援する事業とし、別添2のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定めるものとする。

附 則 (平成30年2月1日付け29農畜機第5636号)

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日付け30農畜機第7604号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月13日付け元農畜機第4984号)

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日付け元農畜機第8018号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月13日付け2農畜機第703号)

この要綱の改正は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月25日付け2農畜機第7004号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２９日付け３農畜機第６７４２号）
この要綱の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日付け４農畜機第７０７５号）
この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２７日付け５農畜機第８２９８号）
この要綱の改正は、令和６年４月１日から施行する。